

第12回(臨時) 理事会 議事録(要旨)

- 1 日時 令和4年7月15日(金) 自 午前11時00分  
至 午後2時35分
- 1 場所 日本大学会館901会議室
- 1 出席者  
(理事) 林 真理子 酒 井 健 夫  
大 貫 進一郎 澤 田 康 広  
武 井 正 美 熊 平 美 香 (委任状)  
和 田 秀 樹 澤 野 利 章  
永 沼 淳 子 林 宏 行  
三 村 淳 一 筒 井 仁  
吉 田 誠 子 柳 澤 一 恵  
今 泉 祐 子 上 條 由 美  
木 村 順 平 淺 井 万 富  
伊 藤 ゆみ子 内 田 和 人  
鬼 頭 宏 高 戸 毅  
平 沢 郁 子 渡 辺 美代子  
(監事) 山 本 寛 小 林 清  
篠 塚 力 奈 尾 光 浩
- 1 欠席者 な し

報 告 ・ 連 絡

- 1 第10回理事会(臨時)、第11回理事会議事録(案)報告の件

議長から、第10回理事会(臨時)、第11回理事会議事録(案)報告について、今後は、本法人の改革において、透明性が強く求められており、その一環として理事会、常務理事会及び評議員会の議事録の公表について、各会議とも発言を全て網羅した議事録と議事要旨の2種類を作成し、外部への公表は議事要旨を公開する旨の報告があった。なお、次回の理事会に議事録案を提示することとした。

(議案に対する主な意見)

意見：議事要旨は公開するが、状況に応じて、発言録についても外部に公開できる状況にしておかなければ透明性の観点では指摘を受ける可能性がある。

意見：公表の範囲は内容や事案によって違うが、どの辺りまで発言録を公開するかについては、今後検討の余地があるのではないか。

意見：具体的な方向性が固まっていないので、まずは、議事録(案)を作成した上で、検討しながら、方向性を決めるのが現実的であると思料する。

意見：学外だけでなく、学内の情報共有についても検討いただきたい。

## 2 9月、10月の本部諸会議日程について

総務部長から、報告資料2に基づき、9月、10月に本部で開催される主な会議日程について報告があった。

(議案に対する主な意見)

意見：年間を通して、理事が式典等に出席を必要とする予定があれば事前に御教示いただきたい。

## 3 令和5年度開設予定の学部等設置に係る届出の受理について

学務部長から、報告資料3に基づき、令和5年度からの生物資源科学部新学科設置及び大学院危機管理学研究科・スポーツ科学研究科(いずれも修士課程)の設置について、文部科学省へ設置の届出をした結果、受理され設置が認められたことについて報告があった。

## 4 その他

### ①公用車の利用について

総務部長から、理事長より公式行事以外では公用車の使用は控える旨の発言があったが、安全確保等により、理事長、学長及び健康上必要とする副学長は公用車を利用することについて報告があった。

## 議 事

### 1 学校法人日本大学評議員(理工学部教員)の選任に関する件

総務部長から、資料1に基づき、理工学部から選出された教員評議員が、副学長候補者に選出され、当該評議員を辞任したことに伴い、新たに選出された評議員(理工学部教員)の選任について説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

## 2 学校法人日本大学評議員(学識経験)の選任に関する件

総務部長から、資料2に基づき、学識経験評議員は、寄附行為第24条第1項第7号により14人以上17人以内と規定されているが、現在15名の評議員が任命されており、2名の補充が可能となっているため、学識経験評議員候補者推薦委員会からの推薦に基づき、新たに2名の評議員(学識経験)の選任について説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

## 3 学校法人日本大学理事(校友)の選任に関する件

総務部長から、資料3に基づき、令和4年7月1日の理事会開催時において、現在の所属先における兼職の手続きが終了していない校友からの理事候補者について、手続きが終了したため、校友理事・評議員候補者推薦委員会の推薦に基づき、理事(校友)の選任について説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

### (議案に対する主な質疑応答及び意見)

質問：海外に本務がある理事候補者の理事会への出席は問題ないのか。

回答：かなりの頻度で国内に滞在されており、理事会への出席も可能である。

質問：理事会出席のための交通費はどうするのか。

回答：大学が負担する。

質問：理事会の運営について、オンラインによる対応状況等についてお聞きしたい。

回答：リモートとの併用で開催したことはなく、また、以前に関係省庁に確認を行った際は、書面のみ及びオンラインのみによる理事会の開催については認めない旨の回答を受けている。

意見：公的機関の会議もリモートが多くなっているため、現在も認められていないのか確認いただきたい。

## 4 副学長の選任に関する件

総務部長から、資料4に基づき、議事1に関連して、評議員との兼務の関係により就任が保留となっていた副学長1名の選任について説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

(議案に対する主な質疑応答)

質問：副理事長の選任については検討されているか。

回答：今後検討する予定である。

## 5 学長の代理・代行者選任に関する件

総務部長から、議事第4号議案により、3名の副学長が選任されたため、寄附行為第17条第2項に基づき、副学長から学長の代理・代行者の選任について説明があり、学部長会議の意見を聴いた上で、改めて理事会に諮ることとした。

## 6 学校法人日本大学顧問の委嘱に関する件

総務部長から、資料6に基づき、寄附行為第34条に基づき、理事長の推薦により、法人顧問の委嘱について説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

(議案に対する主な質疑応答)

質問：寄附行為で顧問について規定されているが、今の日本大学の寄附行為は、現在改正が検討されている私立学校法の改革を取り込む等内容的に非常にガバナンスが効いている中で顧問を置いている趣旨についてお聞きしたい。

回答：学外等から実務に長けた人材を近くに置き、すぐに相談ができる体制を整えることについて文部科学省等から助言を受けている。

質問：顧問は業務を執行するのではなく、あくまでも理事長及び理事会の諮問に対して答えると寄附行為で規定されており、仮に業務を執行される場合は、顧問ではなく業務執行側として別の役職に就くことを検討すべきである。

回答：業務執行の立場ではなく、アドバイザーとして依頼する予定である。

質問：顧問の報酬及び任期について確認したい。

回答：規程に基づく報酬額を支給する。任期は1期4年で依頼予定である。

質問：対外的なマスコミ等への公表するのか。

回答：理事会で承認後にホームページに公表を行う。

## 7 理事長選考委員会委員の選任に関する件

総務部長から、資料7に基づき、理事長選考委員会は、学校法人日本大学理事長選出規則第4条第4項に基づき、年度に一度、理事長の業績評価を行っていただくため、理事長選出後も、業務が継続することから、理事長選考委員会委員のうち、同規則第5条第1項第1号に定める「理事会が選任した者」に該当する委員が、前体制の理事会の理事から選任されていたが、令和4年6月30日付けで当該理事が退任したことに伴い、委員も退任すべきと考え、新体制の理事会から新たな委員の選任について説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

(議案に対する主な質疑応答)

質問：委員として副学長が2名選任されたことについて、お考えをお聞きしたい。

回答：執行部会等をはじめ、日常から意見交換を行う機会が多いため適任である。

#### 8 商学部長選任に関する件

人事部長から、資料8に基づき、商学部長の令和4年7月31日付け任期満了に伴い、令和4年4月15日に改正を行った日本大学学部長選出規程に基づき、参考投票が行われ、結果を受けて学部長候補者選出会議を開催し、商学部長候補者を選出することについて説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

#### 9 令和4年度年末賞与の支給に関する件

人事部長から、資料9に基づき、例年、年度初めの理事会において年間分の支給率を決定していたが、今年度は7月1日付けで執行部が全員入れ替わることが決まっていたため、前執行部では夏季賞与のみを決定し、年末賞与に関しては新執行部に判断を委ねることとなっており、また、日本大学教職員組合から賞与に関する要求書も出されていることから、早急に法人として対応を決定し、回答する必要があることについて説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

(議案に対する主な質疑応答)

質問：昨年度の支払い実績についてお聞きしたい。

回答：令和3年度の支払い実績について回答させていただく。

10 令和4年度教職員の給与水準改定に係る対応に関する件

人事部長から、資料10に基づき、日本大学教職員組合から給与水準の改定に関する要求書が出されていることから、早急に法人として対応を決定し、回答する必要があることについて説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

(議案に対する主な質疑応答及び意見)

質問：経常費補助金が不交付となり、財務状況について危惧しているが  
いかがであるか。

回答：現在の財務状況は問題ない。

意見：現在の理事会は外部の理事が多いため、過去経緯や背景等について、参考情報として、説明されるとより理解が深まるはずである。

11 教職員組合からの2022年度春闘要求書への回答に関する件

人事部長から、資料11に基づき、日本大学教職員組合が、労働条件の改善を求めべく諸要求を掲げた春闘要求書を大学側に提示したことを受けて、同組合に大学側の見解を示すべく、回答内容について説明があり、審議の結果、回答書の一つ一つの内容について、各理事が適否を判断するのは難しいことから、理事会上程までのプロセスを確認した上で、同組合へ回答書を提出することについて決定した。

(議案に対する主な意見)

意見：有期雇用教員に対する要求について、各付属高校等において教員の確保に非常に苦勞しており、厳しい状況である。

意見：詳細な回答内容について確認し承認することは難しいため、このような回答をすることについて理事会に報告をいただいた上で、担当の方で交渉を進めていただくことが適切である。

12 「本学不祥事に係る特別調査委員会」の設置に関する件

総務部長から、資料12に基づき、元理事及び元理事長による不正事案に係る事実関係に限らず、本学における構造的な不正の有無を新体制下で調査することで、本学に対する不信感の完全な払しょくを図るべく、改め

て調査委員会を設置することについて説明があり、審議の結果、委員会を設置して調査を開始することが決定した。

なお、調査対象、調査期間、調査費用等が明確でないことから、まずは、調査対象を洗い出し、それに基づき、調査期間、調査費用等を令和4年9月開催予定の理事会で明らかにした上で、その後の調査の進め方を理事会に諮ることとした。

(議案に対する主な意見)

意見：調査を行うことについては異論がないが、調査期間、費用及び調査範囲の上限が付されていないことについて懸念があるため、具体的に調査内容等がわかった段階で、改めて理事会で示して欲しい。

意見：調査の必要性は理解しているが、多額の費用がかかるのであれば、板橋病院の建設、奨学金等を含めた直接学生を助けるような支援等、これからの日本大学にもっと費用をかけていただきたい。

意見：今後調査を進めるに当たり、調査の進捗状況等を管理するため、事務局の設置や法人監事によるチェック等についても検討すべきである。

以 上